

信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する 関係住民からの意見聴取、主なご意見と回答について

令和４年６月１０日

北陸地方整備局
千曲川河川事務所

河川整備計画変更スケジュール

令和元年出水概要、緊急治水対策P

河川整備計画の変更

令和2年
1月10日

令和2年
9月24日

令和2年
11月20日、30日

令和3年
10月26日

令和4年
1月11、13日
令和4年
2月16日

令和4年
6月

令和4年

台風第19号出水(令和元年10月)

第2回 信濃川水系流域委員会

第3回 信濃川水系流域委員会

河川整備計画点検・部会設立

第1回 上流部会・中流部会・下流部会

河川整備計画第二回変更骨子 公表

第4回 信濃川水系流域委員会

河川整備計画第二回変更原案 公表

第2回 上流部会・中流部会・下流部会

第5回 信濃川水系流域委員会

R4.3.1
～
R4.5.9

住民意見聴取

- 方法 -

・HP
・意見箱
・ハガキ、FAX

河川整備計画第二回変更案 公表

第3回 上流部会・中流部会・下流部会

第6回 信濃川水系流域委員会

関係機関協議

関係知事意見聴取

河川整備計画第二回変更

河川整備計画（変更原案）意見聴取

■意見募集期間

令和4年3月1日（火） ～ 令和4年5月9日（月）
（意見の応募締切は令和4年5月9日必着）

【意見聴取方法一覧】

意見聴取方法	概 要
①意見箱	閲覧場所に備え付けてある意見記入用紙に記入し、意見箱に投函
②インターネット	信濃川水系河川整備計画HP（以下URL）のご意見入力フォームに入力し、送信 <信濃川水系河川整備計画ホームページ URL> http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/iken/index.html
③郵送・FAX	閲覧場所に備え付けてある意見記入用紙、または信濃川水系河川整備計画HP（同URL）の意見記入用紙をダウンロードの上、記入し、以下宛先に郵送またはFAX <宛先> 〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川整備計画担当 宛 <FAX送信先> 025-370-6796（北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川整備計画担当 宛）

河川整備計画（変更原案）意見聴取

■意見募集の周知

意見募集にあたってはさまざまな形で住民の皆様方にお知らせしました。

意見聴取にあたり、信濃川流域の54自治体の広報誌に意見募集の掲載を行いました。

広報誌掲載自治体											
新潟県						長野県					
新潟県（東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区）						長野市	飯山市	川上村	立科町	松川村	信濃町
長岡市	加茂市	湯沢町				松本市	塩尻市	南牧村	青木村	坂城町	小川村
十日町市	五泉市	津南町				上田市	佐久市	南相木村	長和町	小布施町	飯綱町
見附市	魚沼市					須坂市	千曲市	北相木村	麻績村	高山村	栄村
燕市	南魚沼市					小諸市	東御市	佐久穂町	生坂村	山ノ内町	
三条市	弥彦村					中野市	安曇野市	軽井沢町	山形村	木島平村	
小千谷市	田上町					大町市	小海町	御代田町	池田町	野沢温泉村	



▲▶ 広報誌への掲載事例
（新潟県小千谷市）

信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対するご意見を募集します

国土交通省では、信濃川水系の今後の川づくりについて、具体的な実施内容となる「信濃川水系河川整備計画」（変更原案）を作成しました。この計画に対するご意見を募集します。

計画の内容や意見の募集方法は右の二次元コードからご確認ください。

■問い合わせ／国土交通省信濃川河川事務所調査課 ☎32-3243

△信濃川河川事務所ホームページ

YouTubeによる解説動画を公開しました。

資料の入手または閲覧方法等

(1) インターネットからの資料入手方法
▶ 信濃川水系河川整備計画変更（原案）はこちらをご覧ください。
▶ 信濃川水系河川整備計画変更（原案）の概要はこちらをご覧ください。

(2) 閲覧方法
「信濃川水系河川整備計画変更（原案）」に関する資料は、令和4年3月1日（火）より、以下の閲覧所に設置しております。閲覧場所には「意見記入用紙」及び「意見箱」を設置しております。
（資料閲覧時間：土日祝日を除く8:30～17:15）

○資料閲覧及び意見箱設置場所一覧（147KB）

(3) 解説動画
「信濃川水系河川整備計画変更（原案）」に関する解説動画についてYouTubeへ公開しました。
[こちら](#) よりご覧ください。

応募手続等、その他問い合わせ

受付時間：土日祝日を除く（8:30～17:15）

国土交通省北陸地方整備局

○河川部 河川計画課
〒950-8801
新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
TEL：025-280-8958（河川計画課直通）

▲ 信濃川水系河川整備計画ホームページ



▲ YouTubeによる意見聴取解説動画

河川整備計画（変更原案） 意見箱設置による意見聴取（閲覧場所）

■意見箱及び閲覧場所

一覧に示す河川事務所、出張所、ダム管理所、各自治体庁舎等にて意見箱及び閲覧場所を設置しました。

国機関	
千曲川河川事務所	千曲川河川事務所
	長野出張所
	戸倉出張所
	中野出張所
	松本出張所
	千曲川緊急治水対策出張所
大町ダム管理所	大町ダム情報館
信濃川河川事務所	信濃川河川事務所
	にどこみえ〜る館
	信濃川大河津資料館
	長岡出張所
	越路出張所
	十日町出張所
	堀之内出張所
	妙見記念館
信濃川下流河川事務所	信濃川下流河川事務所
	関屋出張所
	関屋分水資料館
	三条出張所

自治体	
長野市	長野市役所 第二庁舎
松本市	松本市役所 本庁舎
上田市	上田市役所 本庁舎
須坂市	須坂市役所 本庁舎
小諸市	小諸市役所
中野市	中野市役所
大町市	大町市役所 本庁舎
飯山市	飯山市役所
塩尻市	塩尻市役所 本庁舎
佐久市	佐久市役所
千曲市	千曲市役所
東御市	東御市役所別館
安曇野市	安曇野市役所
小海町	小海町役場
佐久穂町	佐久穂町役場建設課窓口
川上村	川上村役場
南牧村	南牧村役場
南相木村	南相木村役場庁舎
北相木村	北相木村役場
軽井沢町	軽井沢町役場
御代田町	御代田町役場
立科町	立科町役場

自治体	
長和町	長和町役場
青木村	青木村役場
麻績村	麻績村役場
生坂村	生坂村役場庁舎
山形村	山形村役場
朝日村	朝日村役場庁舎
筑北村	筑北村役場
池田町	池田町役場
松川村	松川村役場
坂城町	坂城町役場
小布施町	小布施町役場
高山村	高山村役場
山ノ内町	山ノ内町役場
木島平村	木島平村役場
野沢温泉村	野沢温泉村役場
信濃町	信濃町役場庁舎
飯綱町	飯綱町役場第2庁舎
小川村	小川村役場
栄村	栄村役場
津南町	津南町役場
十日町市	十日町市役所

自治体	
湯沢町	湯沢町役場
南魚沼市	南魚沼市役所
魚沼市	魚沼市役所
小千谷市	小千谷市役所
長岡市	ながおか市民センター
燕市	燕市役所
新潟市	新潟市中央区役所
新潟市	新潟市北区役所
新潟市	新潟市東区役所
新潟市	新潟市西区役所
新潟市	新潟市南区役所
新潟市	新潟市江南区役所
新潟市	新潟市秋葉区役所
新潟市	新潟市西蒲区役所
三条市	三条市役所
三条市	三条市水防学習館
加茂市	加茂市役所
見附市	見附市役所
五泉市	五泉市役所
弥彦村	弥彦村役場
田上町	田上町役場

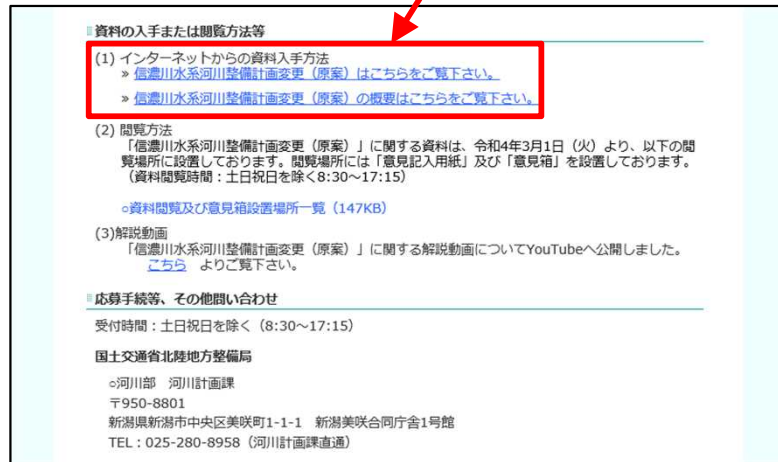
計83箇所設置

河川整備計画（変更原案） インターネット、郵送・FAXによる意見聴取

■インターネット

ホームページにて「信濃川水系河川整備計画（変更原案）」及び「信濃川水系河川整備計画（変更原案）の概要」を公表し、また同ページのご意見入力フォームよりご意見を頂きました。

「信濃川水系河川整備計画（変更原案）」及び「信濃川水系河川整備計画（変更原案）の概要」をホームページにて公表



▲ 信濃川水系河川整備計画ホームページ



信濃川水系河川整備計画

国土交通省北陸地方整備局

トップページ > 信濃川水系の川づくりについてご意見をお聞かせ下さい > 意見入力フォーム

ご意見入力フォーム

各項目をより詳しく入力し、【送信ボタン】を押して送信してください。
※半角カタカナは、文字化けの可能性がございますので、ご使用にならないで下さい。

■ お住まいの地域（※必須） ▼ 都道府県を選択して下さい ▼

■ 年齢（※必須） ▼ 年齢を選択して下さい ▼

■ 性別（※必須） ▼ 性別を選択して下さい ▼

■ ご意見（※必須）

送信 印刷

※収集した個人情報は、信濃川水系の河川整備計画に関する統計処理及び信濃川水系の河川整備計画に関する情報提供のみに使用します。ご意見の掲載・使用にあたっては個人が特定できないように配慮します。

※ご意見が上記フォームに記載できない場合や資料の添付を希望する場合は、その旨をご意見欄に記載の上、送信ください。改めて事務局よりご連絡いたします。

▲ 信濃川水系河川整備計画ホームページご意見入力フォーム

■郵送・FAX

郵送・FAXによりご意見を頂きました。

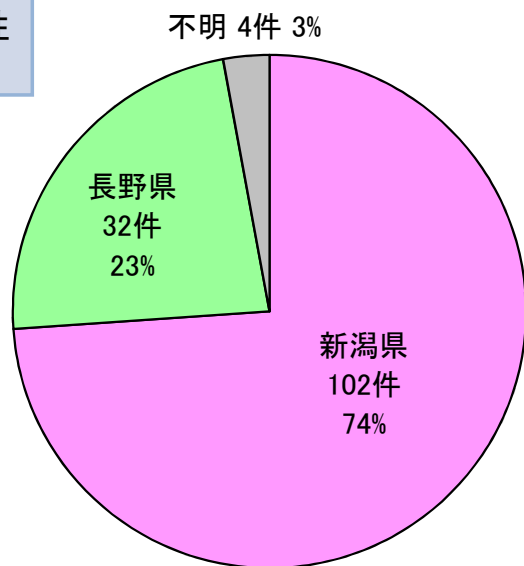


◀ 頂いたご意見のはがき

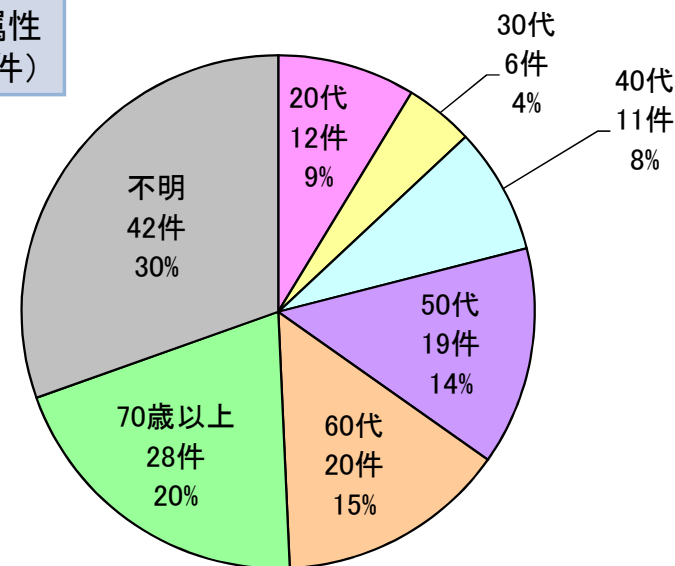
河川整備計画（変更原案）頂いたご意見の内訳

河川整備計画（変更原案）に関する意見聴取（意見箱、インターネット、郵送・FAXで募集）により頂いた、ご意見の内訳は下記のとおりです。

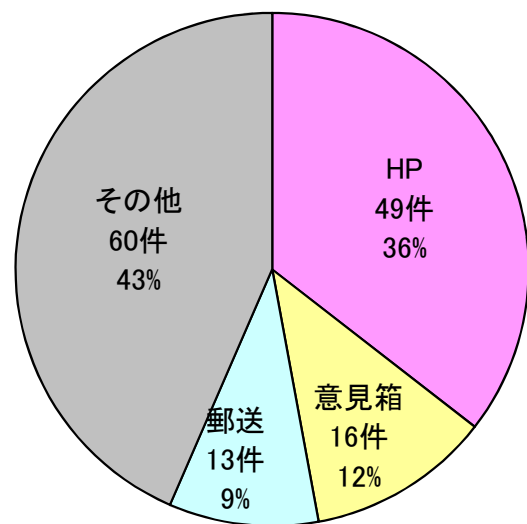
(1) 意見応募者属性
〔県別〕N=138(件)



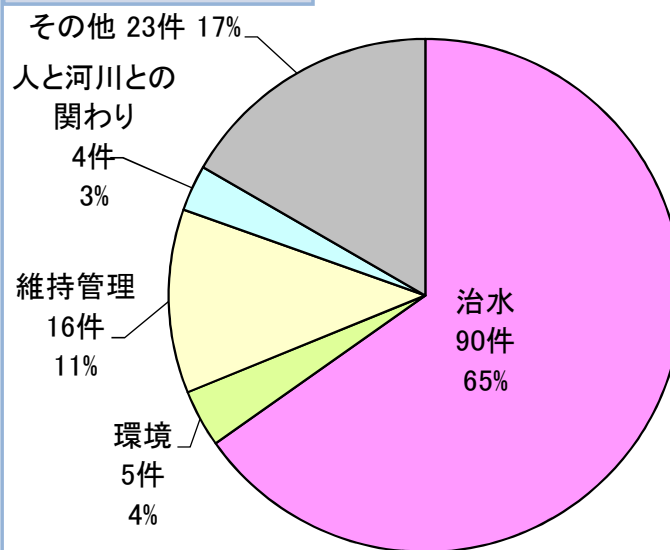
(2) 意見応募者属性
〔年代別〕N=138(件)



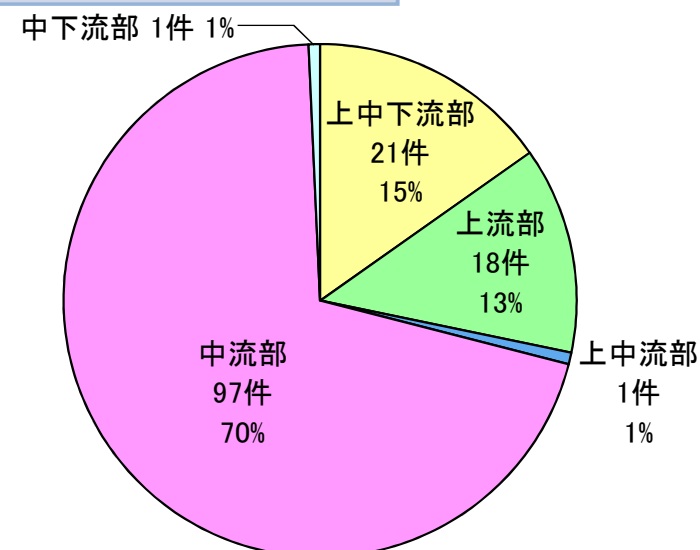
(3) 意見応募方法
N=138(件)



(4) 意見(分類別)
N=138(件)



(5) 意見(上中下流部別)
N=138(件)



河川整備計画（変更原案）に対する主なご意見の概要（カテゴリ別分類）

分類	項目	
治水	①	流域治水に関するご意見
	②	気候変動による災害の激甚化に伴う河川整備基本方針の見直しに関するご意見
	③	河川整備計画変更原案の整備目標に関するご意見
	④	河川整備計画変更原案における実施内容に関するご意見
	⑤	その他複数項目にまたがるご意見
環境	①	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に関するご意見
	②	特定外来生物等の駆除・拡散防止に関するご意見
維持管理	①	河川管理施設等の維持管理に関するご意見
	②	河道の維持管理（維持掘削、砂利採取、樹木管理等）に関するご意見
人と河川との関わり	ふれあいの場の整備に関するご意見	
その他	上記以外の河川整備計画（変更原案）の内容に関するご意見 その他のご意見	

治水① 流域治水に関するご意見・・・14件

(特定都市河川の指定)

上・中・下流部	頂いたご意見 (資料1-3 P3 No.10)	
	・その6 その他 法定計画である河川整備計画に特定都市河川への指定を見据えた施策を記載することで、信濃川千曲川流域、そして北陸地方整備局の積極的な流域治水の推進を意思表示するようお願いします。	
	回答 - 流域治水については、河川管理者としては、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』の治水対策を着実に進めるとともに、流域の自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、特定都市河川の指定を一例として、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』を行っていきます。 - ご意見を踏まえ、特定都市河川の指定について、第6章に追記しました（アンダーライン箇所）。 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目 なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用します。	

(田んぼダム)

上・中・下流部	頂いたご意見 (資料1-3 P4 No.12)	
	信濃川が洪水の危機になるときその水量を調整するのに水田を水ガメにするという話を聞いたことがある、洪水のときは毎秒10,000m³ 流れる、水田水ガメのような小手先の対策で済むことではないでしょう、信濃川の流下能力自体を高めることが第一義ではないですか、河道掘削、河川敷、中州の浚渫等本質の作業でやれることはたくさんある、水田を犠牲にするとは不謹慎です。	
	回答 - 信濃川水系河川整備計画（変更原案）については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。 - その目標のために必要な対策として河道掘削・築堤等の整備を位置づけているところです。 しかしながら、整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。 そのため、P106『第6章第1節第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進』に記載の通り、農業従事者等関係者のご理解の下、関係機関が協働・連携して普及を進められるよう技術的な支援を行っていきます。	

（マイ・タイムライン、水害リスク情報）

頂いたご意見

（資料1-3 P4 No.13）

上流部

「洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。」
とありますが、近傍観測点のリアルタイムデータでは遅いので、上流域の降水データを基に流量推移をシミュレーションし、越水の恐れを早期に判別し、警報を出せるようにすべきです。令和元年の洪水の場合、佐久地方での大雨と上流の水位上昇傾向から、下流で夜中頃に危険な水位になることは昼過ぎには明らかでした。小布施町など避難指示が出たのは杭瀬下の水位が上がった夜になってからだったと記憶しています。

回答

- 現在、気象庁と国土交通省水管理・国土保全局では、洪水予報指定河川において、実況の河川水位、流域平均雨量に、今後の予測水位、予測雨量も含め洪水予報を発表しています。
また、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P107『第6章第3節第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及』に記載のとおり、上流部においては令和元年東日本台風洪水を踏まえ、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインを整備し、流域全体の関係機関と危機感を共有し、早期の対応を実施できる体制を構築しています。
さらに、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P107『第6章第3節第3項 住民等への情報伝達手段の強化』に記載のとおり、水位計やライブカメラの設置、危険箇所において必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川カメラを設置し洪水時の情報を提供していきます。
- 令和4年6月13日からは、信濃川、千曲川を含む全国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報を、現在は実況に基づき発表しているところ、従来の運用に加えて3時間先までの予測水位が氾濫する可能性のある水位に到達した場合に氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表する運用に変更を行います。

治水② 気候変動による災害の激甚化に伴う河川整備基本方針の見直しに関するご意見・・・1件

(基本方針見直し)

上・中・下流部	頂いたご意見 (資料1-3 P5 No.15)
	2 河川整備基本方針の見直しの加速化 原案では、河川整備基本方針の見直しに言及されております（P105）が、近年の災害の激震化に鑑み、整備計画の上位計画である整備基本方針の見直しがまず優先されるべきものと考えます。河川整備基本方針の早急な見直しをお願いします
	回答 ● 河川整備基本方針の見直しについては、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P105『第6章第1節第1項 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し』に記載のとおり、河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。

河川整備計画（変更原案）に対する主なご意見と回答について

治水③ 河川整備計画変更原案の整備目標に関するご意見…6件

(河川整備計画変更原案の整備目標)

頂いたご意見

(資料1-3 P5 No.16)

上流部

3 千曲川の整備目標の引き上げ

立ヶ花基準点における河道配分流量が8,300m³/sとされておりますが、令和元年東日本台風洪水で上流部における堤防の決壊がなかったとすれば、実際の観測流量を大幅に上回る水量が流れたものと思われます。したがって、整備目標流量をもう一段引き上げていただきたいと思います。

回答

- 整備目標については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P62～63『第4章第1節第1項 2. 整備の目標』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図っていきます。基準地点立ヶ花において戦後最大を更新した令和元年10月洪水が流域内のダムによる洪水調節や越水氾濫しなかった場合の規模と同規模の9,400m³/sを目標流量とし、そのうち河道配分流量を8,300m³/sとして、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ります。

治水④ 河川整備計画変更原案における実施内容に関するご意見…7件

(河川整備計画変更原案における実施内容)

頂いたご意見

(資料1-3 P7 No.22)

上流部

4 河道掘削による下流域への負荷の軽減策

河道掘削は、下流の遊水地整備と一体となって進められるべきものと考えます。特に緊急治水対策プロジェクトにより上流部での河道掘削が進められてきておりますが、整備が遅れている県管理区間への負荷の軽減策として堤防ブロック張りなどの強化策を進めていただきたいと思います。

回答

- 河川の整備については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施していきます。

治水⑤ その他複数項目にまたがるご意見・・・62件

（洪水ハザードマップと河川整備計画変更原案整備目標との関係、及び河川敷の整備と河道の維持管理）

頂いたご意見

（資料1-3 P9 No.29）

中
流
部

最近の地球温暖化による異常気象、それによる大雨は日本全国洪水被害をまき散らしていますね、私達長岡市民としては信濃川が長岡市の中心部を縦断している以上、何らかの影響は0ではないとは承知しておりますところで一昨年発表されたハザードマップでは川の両岸から1～2kmくらいの幅でMax 10mの氾濫流、浸水になっていますね、長岡駅までも浸水区域になっています

このハザードマップを見る限り長岡市全体がほぼ全滅状態ですよ、特に川の両岸に接する地域は5～10mの氾濫流になっています。まさか、この通り我が家が氾濫流に流されることを長岡市が容認していることではないですよ、長岡市がこのハザードマップを発表したという事は、それに対してどのような対策を考えているのか知りたいです、今のところ私たちの耳には届いていません、国交省が発表している「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」には189ページもあり、全て探しましたがどこにも見当たりません、どこに書いてあるのですか
今年洪水が発生するかもしれません、どのような対策で私達を救ってくれるのか知りたいです。

ただ私も漫然としているわけではありません、このようなハザードマップが出来た理由は私なりに考えると川の流下能力が低下しているからでしょう、つまり異常気象の問題ではなく人工的に埋め立てた花火会場、左岸の広大な野球場、大手大橋近くの河川敷、伸び放題に伸びた木々、川の水が流れるには誠に都合の悪いものだらけです。

頭の良い国交省職員の方、しっかり計算して邪魔になるようなもの（花火会場、野球場、河川敷、木々）を取り除く事をするべきではないですか
私達が安心して暮らせる信濃川にして下さい お願いします。

回答		(資料1-3 P9 No.29)
中流部	(河川整備計画 変更原案の 目標と実施内容)	● 信濃川水系河川整備計画（変更原案）については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。 信濃川水系河川整備計画（変更原案）における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。
	(ハザードマップ の作成目的 と内容)	● 一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定）を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。
	(長生橋下流 右岸側河川敷 (高水敷)の 造成)	● ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷（高水敷）造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷（高水敷）幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷（高水敷）幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積（河積）を確保しております。 事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。 ～次のページへ続く～

回答

（資料1-3 P9 No.29）

中
流
部

（河道の維持
管理、河川敷
（高水敷）の
利用、河川内の
掘削、花火等）

（気候変動
への対応）

～前のページより続き～

- また、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷（高水敷）や護岸が必要となります。その一方で平常時には、河川敷（高水敷）は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が河川敷（高水敷）をレクリエーションの場として活用されています。堤防や河岸の侵食対策としての河川敷（高水敷）造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画（変更原案）の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。
- さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画（変更原案）P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。
- いただいた河川敷（高水敷）の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。

河川整備計画（変更原案）に対する主なご意見と回答について

環境① 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に関するご意見・・・4件

（動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出）

中・下流部	頂いたご意見 （資料1-3 P40 No.91） 自然破壊とならない事を願います。生きものが暮らしやすい環境を一番に考えてほしい（人間はおまけ程度でよいと思います）。植樹、小石利用など昔ながらの知恵を生かしてほしい。新潟の川、水を守って下さい。水の重要さを人間は忘れていていると感じます。百年先を見据えて受け継いで行けます様に。よろしくお願いいたします。
	回答 ● 生物の良好な自然環境の保全については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。

（動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出）

中流部	頂いたご意見 （資料1-3 P40 No.92） 趣味で魚釣りをしています。信濃川でもサケ釣りが出来る様な河川になったらと日頃思っています。（昔はサケ漁師がいた）治水は大事ですが生態系を壊してきたことも事実です。豊かな自然との両立が出来ることを望んでいます。
	回答 ● 魚類を含む生物の良好な自然環境の保全については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。

河川整備計画（変更原案）に対する主なご意見と回答について

環境② 特定外来生物等の駆除・拡散防止に関するご意見・・・1 件

（特定外来生物等の駆除・拡散防止）

上流部	頂いたご意見 (資料1-3 P41 No.95)
	整備後、河川内がブタクサだらけになるので、対策をお願いします
	回答 ● 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、河道掘削の際に外来種の駆除や侵入、樹木が再繁茂しづらい環境を形成していくとともに、特定外来生物等の生息・生育・繁殖実態の把握に努め、必要に応じて対策を検討し、特定外来生物等の駆除・拡散防止を図っていきます。

維持管理

維持管理① 河川管理施設等の維持管理に関するご意見・・・3 件

（河川管理施設の維持管理）

上流部	頂いたご意見 (資料1-3 P41 No.96)
	千曲市八幡地区辻地籍以北について、台風災害で千曲川の内堤防を増設していた部分が侵食されて、土手外の畑に行く河川横の道路が非常に危険な箇所があります。2021年8月14日の大雨でもさらに侵食された気がします。護岸がコンクリートではないために、今後増水した場合には、辻から新宿あたりの堤防が決壊するのではないかと大変心配しています。河川の中央部分の土砂を移して、水量が多くなっても十分なようにしてもらいたい。大変な作業ですが、住民が安心して住めるようにお願いいたします。
	回答 ● 堤防、護岸の維持管理については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第2項 1. 堤防、護岸及び河岸の維持管理』に記載のとおり、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸、河岸等の欠損等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。

維持管理② 河道の維持管理（維持掘削、砂利採取、樹木管理等）に関するご意見・・・13件

(砂利採取)

頂いたご意見

(資料1-3 P42 No.99)

上・中・下流部

・第5章2維持掘削について

継続的な維持掘削では、大量発生する残土の処理が課題と思います。従来の方式に加え、官民連携事業として、砂利採取事業者の協力を得て河道掘削を行う等、残土の処分方法についても記載することを検討いただきたいと思います。第5章6地域と連携した河川管理の推進の項の記載と同様に、掘削した土砂についても樹木と同様な処分方法をとることにより、公共事業等で必要な砂利等の資源の枯渇化が著しい信濃川流域においては、まさに資源の有効活用が図られ、また、公費の削減効果も大きいものと考えられます。

・具体的な取り組みの一例として提案河川内の工事用仮設道路、表土付近の樹木・草本類等の撤去を河川管理者において実施する。

また、掘削土砂については、移動式の選別機、破碎機等を用いて分別し、骨材としての活用が見込めるものについては砂利採取事業者が提供を受けて搬出する。

回答

- ご意見を踏まえ、第5章第2節第3項に追記しました（アンダーライン箇所）。
信濃川水系河川整備計画（変更原案）P98『第5章第2節第3項 5. 砂利採取の規制』
また、これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲で、民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を引き続き推進します。

河川整備計画（変更原案）に対する主なご意見と回答について

（維持掘削、砂利採取）

頂いたご意見

（資料1-3 P44 No.101）

長岡市釜ヶ島の住民です。現在当地区では信濃川の低水護岸工事が行われており、大変有難く思っています。現在、信濃川の中州には膨大の量の砂利が堆積しており、島となっています。このため、水流が川の真ん中を流れず、逆に堤防に向かって流れています。このため、堤防が流れにより侵食される状態となります。この解消のため、中州の砂利を採取して、中州を無くす工事をしていただきたいと思います。

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P70『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり河道掘削を実施します。
- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行っています。
- また、水衝部対策として、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸や水制等による低水路の安定化や高水敷確保による堤防防護等のための必要な対策を実施することとしています。

中流部

（樹木管理）

頂いたご意見

（資料1-3 P45 No.106）

長岡大橋を渡るたびに、橋よりも伸びている木が多数あり、河床が森林になっていることが気になっていました。これは信濃川からの氾濫を促すことになるのでしょうか。信濃川の洪水ハザードマップを見ると、長岡市内はかなりの予測されていますが、信濃川の森林？をきれいに除去すれば、浸水想定に影響が出るのでしょうか。

回答

- 樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っています。

中流部

人と河川との関わり ふれあいの場の整備に関するご意見・・・4件

(ふれあいの場)

上・中・下流部

頂いたご意見

(資料1-3 P46 No.112)

娘のところ(埼玉県)に行ったところ近くの湧き水が流れる小さな川(幅約3m位)は両側が遊歩道になっており、その道には花だんがありお花好きの方々のボランティアの方がたくさんのお花や花木を育ててとてもきれいで、人々の散歩や、夕涼みの場で、孫とよく散歩をしてとても楽しく、川にはアユ、大きなふな、カモ、カメがたくさんいて楽しいところでした。こんな所になるといいな・・・

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～92『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全、3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備を行っていくとともに、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行っていきます。

(ふれあいの場)

中流部

頂いたご意見

(資料1-3 P46 No.113)

越路河川公園には井上円了頌徳碑があり、須川を挟んで隣接する場所には岡村権左衛門碑があります。岡村権左衛門は年貢減免を代官所に願い出ましたが、強訴した罪で打首となった方です。せっかく河川公園に隣接していますので、橋を架け河川公園に訪れた方々が気軽に訪れることができるようになると良いと思います。また、向かいには高齢者施設があります。橋が架かることで散歩コースにもなり地域住民の憩いの場所になると思います。

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P91～92『第5章第1節第3項 3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行っていきます。
- いただいたご意見については、河川公園管理者に共有します。

その他のご意見・・・23件

（総合土砂管理）

	頂いたご意見 (資料1-3 P48 No.122)
上流部	「信濃川水系では、梓川、高瀬川及び魚野川等の上流域をはじめとする生産土砂量の多い山地を抱えており、過去より幾度となく土石流や土砂・洪水氾濫による災害が発生してきたことから、砂防施設の整備より、土砂の流出・抑制を図っています。一方で、崩壊地を抱える一部のダムでは想定を超える土砂が堆積しています。」 とありますが、梓川上流の上高地の自然保護を考慮に入れていただきたいです。 元々上高地の地形はV字谷がマサ化した花崗岩や火山噴出物、氷河期積物等の埋め立てられてきており、その堆積作用は現在も進行中で、梓川のケンショウヤナギ群落など洪水と堆積によって維持されている特有の自然が多く存在します。上高地一帯は国立公園の特別保護地区に指定されているわけですが、活発な洪水や土石流など堆積作用も保護対象の自然と認識しなければなりません。 自然状態であれば支川で発生した土石流は沖積錐の途中で止まっていたものが、導流堤や砂防ダムが流路を固定することで、逆に梓川本流まで誘導され本川の河床上昇を助長しているとする考えもあります。白沢など支川では河床の浚渫で出た土砂を流路わきに積み上げているので、極めて不自然な光景になっているだけではなく、持続的な維持管理が困難になりつつあります。 上高地において防御対象となるのは遊歩道やホテルなど施設だけであり限定的なので、当地においては自然保護を第一に、施設のかさ上げや移転で対応し、砂防や河川管理が必要最小限として、自然の河川作用と共存することを目指し、流下する土砂の対策は釜ヶ淵よりも下流で行う（例えば奈川渡ダム上流に土砂捕捉の為に副ダムや排砂トンネルを設置する）方が合理的経済的であり、流域の持続的管理を可能にし、自然保護にかなうものと考えます。 回答 ● 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P104『第5章第2節第9項 総合土砂管理』に記載のとおり、砂防事業者、ダム管理者などとも連携し、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築に努めていきます。

（ソフト対策）

頂いたご意見		(資料1-3 P51 No.136)
中 流 部	即時に対策が取れないのであれば、土手等の目立つ場所にハザードマップ並びに最寄り避難場所の看板の設置を希望。	
	回答	
	● いただいたご意見については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P29『第3章第2節第4項 3. 水防、避難に資する情報提供等』に記載のまるごとまちごとハザードマップなどを活用し、地域住民の避難行動に結びつく情報提供を推進していきます。	

（整備計画全般）

<u>頂いたご意見</u>		(資料1-3 P51 No.137)
中 流 部	命を最優先に整備計画を立てていただければ良いと考えます。現場に足を運び、そこに住む方の声を聴いてください。	
	<u>回答</u>	
	● 今後とも、住民の皆様方からのご意見をお聞きしながら、治水事業へのご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいります。	